

令和5年度沖縄振興特別推進交付金  
「第3次久米島町観光振興基本計画～持続可能な観光地域づくり戦略～」  
策定業務委託仕様書

1. 業務の目的

本町では第2次久米島町総合計画に基づき、情報発信力の強化、交流文化の推進、観光の振興などを柱とする様々な観光政策を推進するため、平成31年度から令和5年度を計画期間とする「第2次久米島町観光振興基本計画（以下「第2次計画」という。）」を策定し、①島民が主体となった観光まちづくりの推進、②久米島観光の魅力・価値を高めるブランドづくり、③夏のピーク期以外の観光の充実を重点項目として、具体的施策を展開してきた。

しかし、令和2年初め頃から世界的規模で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症の影響により、第2次計画で掲げた各施策は、限定的な取り組みに留まるものや成果目標に届かないもの、加えてコロナ禍による国民のライフスタイルや価値観の変容など、本町の観光産業を取り巻く外的環境の変化が見られることから、改めて久米島観光の在り方について検討を行う必要がある。

他方、第2次計画では観光振興の実現に向けた体制づくりとして、地域の観光関連団体の組織づくり・仕組みづくりの一環として、DMO（Destination Management/Marketing Organization）設立を掲げ取り組んできたところ、令和2年6月に「久米島版DMO推進協議会」が観光庁による候補法人に認定され、本年5年3月末には「くめじまDMO」として、登録法人化するなど、観光まちづくりの推進体制、仕組みが整いつつある状況となっている。

これらの状況を踏まえ、本業務では第2次計画で掲げた基本理念や基本方針を踏襲しつつ、現状・課題の把握とその対応策について検討を行うとともに、コロナ禍によって変容した観光産業を取り巻く状況やコロナ禍からの回復を見据えた効果的な具体的施策に関して検討を加え、持続可能な観光まちづくり戦略としての第3次久米島町観光振興基本計画を策定することを目的とする。

2. 委託期間

契約の日から令和6年3月15日まで

3. 納入場所

本町が指定する場所

4. 提案上限額

8,310,500円（消費税及び地方消費税を含む。）ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案上限額を示すものである。

5. 業務内容

（1）計画改定支援業務

（ア）基礎的調査

第2次計画策定後の観光客の動向や国内外の現状変化、更には新型コロナウイルス感染症拡大後における観光トレンドや価値観の変化などを把握するための調査を実施し、計画に反映させること。

（イ）各種関連施策との整合性

第2次久米島町総合計画後期基本計画等の久米島町各種計画、沖縄21世紀ビジョン、第6次沖縄県観光振興基本計画等の沖縄県及び国の各種計画との整合性を図ること。

(ウ) 本町の観光を取り巻く現状の整理

第2次計画の検証を行うとともに本町観光に関する施策や観光振興に対する取組等の現状を把握するとともに、各種観光統計資料やビックデータ等を積極的に活用し、多角的に調査・分析を行うこと。また、本町の課題に対する解決策として、観光DXを活用した解決の方向性も整理すること。

(エ) 計画策定委員会(3回)及びワークショップ3回)の開催支援

策定委員会の人選・招集及び策定委員会の配布資料作成及び印刷、会議録作成、観光関連事業者ワーキングチームの人選・招集及びワークショップの配布資料作成及び印刷、会議録作成並びに会議等の運営支援業務を行うこと。

(オ) 第3次久米島町観光振興基本計画及びアクションプランの作成

上記ア～エを踏まえながら第3次久米島町観光振興基本計画案を策定するとともに、計画推進に必要なアクションプランを作成すること。なお、計画期間は令和6年度から令和10年度までの5年間とすること。また、計画で掲げられた具体的施策に関して主要な項目については数値目標を設定すること。

(2) 進捗管理手法作成業務

現行の進捗管理方法の現状を確認し、より効果的な進捗管理手法について検討し、方法案を提案すること。また、進捗管理をする際に必要となる各種様式等を作成すること。

(3) シンポジウム開催支援

第2次計画及び次期計画の推進に向けて機運醸成を図るとともに、町民及び観光事業者の理解を深め、島民が主体となった持続可能な観光まちづくりを推進することを目的としたシンポジウムを開催すること。

(4) 打ち合わせ協議

本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打ち合わせを実施すること。

6. 業務完了報告及び成果品の提出

業務完了時には、次のドキュメント類を整備して成果品として提出すること。

(1) 基本計画書 100部

(2) 基本計画書(概要版) 200部

(3) 上記成果物に係る電子媒体(PDF及びWord形式)

(4) 各種引用データ、集計データ等の成果物

(5) 経費明細書(計算書)

(6) 上記ドキュメントを保存したCD又はDVD

## 7. 業務執行体制

本業務の執行体制は、次のとおりとする。

(1) 主担当及び副担当を配置すること。

(2) 主担当又は副担当には、観光分野の施策推進計画の策定について実績を有する者を配置すること。

## 8. 秘密の保持

本業務において、受注者の社員は、在職中はもとより退職後といえども業務上知りえた秘密を何人にも漏洩してはならない。

## 9. 再委託

受託者は委託業務の一部を第三者に請け負わせる場合は、あらかじめ書面により発注者の承認を得るものとする。また、委託業務のうち個人情報の取り扱いを伴うものを、第三者に委任する場合には、「8. 秘密の保持」を厳守させるものとし、双方による文書で取り交わしておくものとする。

## 10. その他

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は久米島町役場商工観光課と協議すること。